



## 国土交通省近畿運輸局

問い合わせ先

(所属) 自動車交通部 旅客第二課

(担当) 中村・荻野

(電話) 06-6949-6446

平成30年3月1日

## 京都市域地区のタクシー運賃改定について

近畿運輸局では、京都市域地区における一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃変更要請を受けて審査を行ってきた結果、本日付けで以下のとおり新たな運賃を公示しましたので、お知らせします。

なお、今回の運賃改定により、小型車と中型車の区分が「普通車」として統合され、また、深夜早朝割増（2割増）の開始時刻が23時から原則22時に変更されることとなります。

【京都市域地区・・・京都府京都市（旧京北町の区域を除く）、向日市、長岡京市、宇治市、八幡市、城陽市、京田辺市、木津川市、乙訓郡、久世郡、綴喜郡、相楽郡】

## 1. 改定運賃（新運賃）の概要

(1) 改定率 8.17%

## (2) 改定運賃の内容

① 改定運賃の内容（詳細は別添1参照）

初乗運賃（普通車）1.2km - 450円

加算運賃（普通車）255m - 80円

② 公定幅運賃の範囲（別添1のとおり）

③ 収支実績及び推定収支（別添2のとおり）

## (3) 新運賃の実施日

平成30年4月1日

## (4) 今回の審査の考え方

今回の運賃改定要請については、運転者の労働条件の改善が主要な理由の一つとしてあげられていることを踏まえ、タクシーサービスの質を維持するためには、運転者の労働条件について一定の水準を確保することが必要であることを勘案し、実績における運送収入に対する運転者人件費の割合を維持した上で、健全な経営が成立する水準の運賃を設定するという考え方に基づき査定したものです。

このため、今回の運賃改定の実施により、運転者の労働条件の改善が適切に図られるよう、一般社団法人京都府タクシー協会等に対して、以下の各項目について指導をすることとしています。

- ① 運賃改定実施後において、実績における運送収入に対する運転者人件費の割合（歩合率）を維持させること等により、適切に運転者の労働条件の改善措置を講ずること。
- ② 運賃改定実施後、運転者の労働条件改善についての考え方を、利用者に対して積極的に表明すること。
- ③ 運賃改定実施後の然るべき時期において、運転者の労働条件の改善状況について、自主的にその実績を公表すること。その際、賃金水準のみならず、実質的な労働者負担の軽減や手当て類の創設等、これに関連して講じた措置についても、併せて公表すること。

## 2. その他参考（事業者からの変更要請状況）

(1) 要請期間 平成29年4月3日～平成29年7月4日

(2) 要請事業者数 法人 38社

車両数 4272両（当該地区の全法人車両数の70.59%）

### (3) 要請概要

① 改定率 6.1%～23.9%（平均13.0%）

現 行 申 請

- ② 初乗運賃（中型車）1.7km 620円 ⇒ 1.0km420円～1.7km630円  
（小型車）1.7km 610円 ⇒ 1.0km400円～1.2km450円  
（普通車） ⇒ 1.0km410円～1.2km490円
- ③ 加算運賃（中型車）276m - 80円 ⇒ 237m80円～386m100円  
（小型車）313m - 80円 ⇒ 230m80円～340m100円  
（普通車） ⇒ 176m50円～311m 80円

#### 配付先

青灯クラブ

近畿電鉄記者クラブ

京都府政記者クラブ

京都経済記者クラブ

陸運記者会（ハイタク部会）